

権力性の観点からみた夫婦同氏制度

小 泉 明 子

はじめに

民法750条の夫婦同氏制度の下では、95%以上の女性が夫の氏を選択する。この圧倒的性差の背景にはなにがあるのだろうか。本稿は氏の選択をめぐり、異性カップルに対してどのような圧力や圧迫があるかを明らかにすることを目的とする。Iでは、氏名は、マイノリティを支配する手段として用いられてきた、権力性を孕むものであることを確認する。IIでは、家制度および選択的夫婦別姓をめぐる歴史を振り返る。IIIでは氏選択をめぐりどのような圧力が働いているかを、インタビューを通して明らかにする。IVでは、選択的夫婦別姓の導入をめぐる今後の動向を検討する。なお本稿では「氏」「姓」が混在するが、文脈により使い分けている。

I 権力作用としての名づけ

氏名（姓名）は個人を識別し、自己の人格の基礎となるものである一方、支配の手段としても用いられてきた。言語学者のネセル（1992: 3）は、「名前を与える側はたいてい、権力と権威を持つ地位にいる。結果として名づけの行為（naming）が意味するのは、名づけをおこなう集団が支配の手段を持つということだ。……誰かほかの人に名づけられるということは、その人が我々の存在をコントロールしうるということを意味する」と述べる。

歴史を振り返れば、権力を持つ側はマイノリティを統制するための手段として名づけを用いてきた。これを本稿では「権力作用としての名づけ」として、いくつかの例を見ていく。

1 アメリカ合衆国における奴隸制度

「権力作用としての名づけ」の一つ目の例は、アメリカ合衆国である。17世紀末、南部を中心にタバコ、米、インディゴなどのプランテーションが発展し、不足した労働力を補うためにアフリカ大陸から奴隸が輸入された。歴史学者のバーリン（2007: 94）は、17世紀末における奴隸の名前について次のように述べている。

「黒人奴隸の劣等性を強調するかのように、通常は家畜につけられる名前を与えられた奴隸もいた。ヘラクレスやカトーのような古代神や偉人の名前を持つ奴隸もいたが、それは、一番蔑まれる者に一番偉大な名前を与えるという、途方もない駄洒落の類であった。どのような名前で呼ばれようと、奴隸が名字を持つことはまずなかった。名字は、所有者が消し去ろうとした奴隸の血筋を示したばかりか、奴隸が一人前の大人であることの証でもあったので、所有者はそれを認めたくなかったのである。」

奴隸は奴隸主の財産であり動産であったため、婚姻する権利も財産の保障も、選挙権もなかった。1861年の南北戦争後、解放された奴隸は公式な名字を得ることとなった。1863年の奴隸解放宣言後には約400万人の元奴隸が自らの名字を獲得した。ほとんどの奴隸にとって自らの名字を名乗ることは、自己尊重、個人の尊厳、独立を達成するための重要な一歩であった（Leissner 1997: 128）。

2 ナチスドイツの名称政策

二つ目の例はナチスドイツの名称政策である。ナチスは「眞のアーリア人」から外国人や「望ましくない者」を区別するために、ドイツ在住ユダヤ人の名称を旧約聖書の名前に限定しようとした (Rennick 1970: 65)。1933年の婚姻契約および養子縁組濫用禁止法 (RGBI, I P 979 and 1064) は、妻が自身の姓を消して夫の姓を名乗る目的の婚姻を無効とし、また1918年以降に生じた、親子関係に合致しない養子縁組は無効とされた (Rennick 1970: 75)。また1938年の名称法施行第二命令 (RGBI I P. 1044) では、あるユダヤ人のアイデンティティが自明でない場合、男性の場合は「イスラエル (Israel)」、女性の場合は「サラ (Sarah)」を名前 (given name) に追加するものとされた。またどのような名前がユダヤ人に該当するかのリスト (男性であれば Abel, Barak、女性であれば Abigail, Bela など) が公表され、リストに名前が載っていないユダヤ人は名称に「イスラエル」または「サラ」の追加を余儀なくされた。名称変更はすべての公文書 (出生証明、婚姻許可証、パスポート、裁判記録その他) に記録され、違反には監禁や罰金などの罰則もついた (Rennick 1970: 76-80)。これらはユダヤ人のあぶり出しと社会からの排除のために行われた、如実な「権力作用としての名づけ」の例といえる。同様の名称命令は同盟国のオーストリアでも施行され、またイタリアでも1938年にユダヤ人名のリストが新聞で公表され、これらの名称を持つ人々はファシズムに忠実でないと警告された (Rennick 1970: 86)。

3 日本における名称政策

19世紀に後發近代化国として中央集権化を推し進めた明治政府は、日本臣民を把握するために1871年に壬申戸籍を制定した。政府の政策は、独自の文化、言語および風習にもとづき生活していた北海道と沖縄の住民に対する氏名 (和名) 強制となって現れた。

1869年、明治政府は蝦夷地 (北海道) を日本固有の領土として確定し、北海道として改編した。明治政府は壬申戸籍公布に伴い、アイヌを戸籍へ編入することを布達した。それは、マイノリティである先住民アイヌを日本へ従属化させる過程であった。政治学者の遠藤正敬 (2013: 152-153) によれば、明治政府は「戸」を単位とした家族管理とともに、「氏」の使用を日本人の証として強要していく。アイヌがそれまでに用いていた名前は、戸籍上では日本式の氏名に統一されていった。

また明治政府は1872年琉球王国を「琉球藩」と改め、対外的に沖縄が日本の領土であることを示し、1879年には軍事力をもって琉球藩を廢止し、沖縄県を設置した (琉球処分)。沖縄には、もともと家系や血統を表す意味での「氏姓」はなかったといわれる。明治期以前の琉球では、氏族は地名に由来する家名を名字として用い、家名は領地が移転することに変わるものであった。また平民は家名をもたず、代わりに地名や地形にちなんだ屋号を用いていた。個人の呼称も「名前・名字」の順で示された。氏族階級の人々が文書で自己の名を表記する場合は、唐名 (唐風の名)・姓・名・家名・位階 (身分)・名乗 (名) という順で示された (例えば「向有恒宜野湾親方朝保」という人物の場合、向=姓、有恒=名、宜野湾=家名、親方=位階、朝保=名乗となる)。氏名に関するこうした沖縄の習俗は1880年に「氏・名」の順で統一されるようにとの達が出来され、戸籍の記載に見合うように変更を余儀なくされていった (遠藤正敬 2013: 159)。

よりあからさまな「権力作用としての名づけ」が現れるのは、1930年代後半に朝鮮半島で行われた創氏改名政策だろう。朝鮮には宗と呼ばれる祖先祭祀を中心とした男系の血統集団があり、その血統は「本」(本貫ともいう、先祖の発祥地名) と「姓」(男系継続血統) により認識される。本と姓を合わせて広義の「姓」という。朝鮮では自分がどの父系血統集団 (宗) に属しているかがアイデンティティを決定づけるため、ここから、姓不变 (人の姓は一生変わらない)、同姓不婚 (同姓は同族の者なので婚姻しない)、異姓扶養 (同族でない者は養子にしない) という原則が導かれる (宮田節子他 1992: 43-50) (同姓不婚は1997年に違憲判決が出て無効とされた)。創氏は、この姓の上に家の称号としての氏をつくるものである。1937年の日中戦争以降はより強く「内鮮一体」(日本列島の国民と朝鮮半島の民が一蓮托生であること) が叫ばれ、「半島人をして忠良なる皇国臣民たらしめる」ための皇民化政策が推し進められた (宮田節子他 1992: 19)。神社参拝の義務化、国旗掲揚などの皇民化政策のうち、創氏改名は「内鮮一体の完成である」と位置づけられた (小熊英二 1998: 431)。1940年2月11日 (紀元節)、「朝鮮民事令中改正の件」(制令第19号) と「朝鮮人の氏名に関する件」(政令第20号) が施行された (政令は、日本列島内の法律に当たる)。制令第19号では朝鮮の人々

が「氏」をつけることが規定され、元々あった本および姓は戸籍簿上の「姓及本貫」の欄に移された。制令第20号は、新しくつける家名としての「氏」と従来の「名」につき、「正当の事由ある場合において」変更を許可する旨を規定するものであった。この「創氏」と「改名」の二つが合わせて創氏改名といわれる。

創氏改名政策の本質は「朝鮮的な家族制度、特に父系血統にもとづく宗族集団の力を弱め、日本的なイエ制度を導入して天皇への忠誠心を植えつけること」(水野直樹2008: 50)であり、それゆえ「氏の強制は、個人に対して家への服属、ひいては家の擬制としての『国体』への帰依を迫るもの」となった(遠藤正敬2013: 226)。

内容はやや異なるが、同じく日本の植民地であった台湾でも創氏改名政策が行われた。「権力作用としての名づけ」という観点から見れば、「名前というのではなくまさに支配・被支配の身分関係を形づくるもの」(宮田節子他1992: 175)であった。

同様のことは、夫婦どちらかの一方から氏を奪う夫婦同氏制度についてもいえるのではないだろうか。民法750条では、夫婦の氏の選択は婚姻当事者に委ねられている。しかし氏の選択における圧倒的な性差をみれば、そこに権力性が働いていることは否めないだろう。IIでは家制度の歴史を踏まえ、選択的夫婦別姓導入をめぐる経緯について取り上げる。

II 選択的夫婦別姓問題とは何か

1 「氏」の概略史

歴史的に見れば「氏」は異なった意味で使われてきた。古代(5~8世紀)においては、蘇我氏や物部氏のように、「氏」は共同体の首長層において政治関係を契機として形成、再編される組織の名称を意味していた。「氏」は天皇から賜り、天皇には「氏」はなかった。8~9世紀になると同族関係のまとまりや父系出自の集団の名称として「氏」が用いられるようになる。9世紀に入ると「氏」は源・平・藤・橘などの有力な「氏」に統合され、多くの人々が包摂されるようになった。「氏」が属性を意味する呼称としてあまり意味を持たなくなると、今度は所領や居住地の地名を族名とする「名字」が用いられるようになってくる。当初は所領や居住地が変わるために名字を変えていたが、次第に所領替えによっても名字は変えないようにになった。例えば、15~16世紀の代表的武将である毛利元就は大江広元の四男であるため「氏」は大江、相模国(神奈川県)の毛利庄を領有したため、名字を毛利とした(井戸田博史2004: 30-31)。

江戸時代には、「苗字帯刀御免」として氏を公称できた者は武士のほか、苗字帯刀を許された一部の者に過ぎなかつた(井戸田博史2004: 15)¹。明治期以前の日本では「雪隠〔便所〕へ落た子は、必ず名を潜る」(南方熊楠)といわれ、気楽に、あるいは人生の節目ごとに名を改めることができたことがごく普通に行われていた(井戸田博史2004: 24)。

2 明治政府における「氏」と、「家」制度の成立

先述のように、明治政府は国民の把握と徵兵制度の設立、教育、治安維持などのために、1871年に壬申戸籍(明治4年戸籍法)を制定した。また近代的軍隊を作る基礎としての国民の把握のために1875年には平民苗字必称令を出し、国民は氏を公称することになった。

壬申戸籍は出生・死亡・婚姻・養子縁組などの身分関係の変動があった場合の届出を規定し、また戸主を筆頭に家族メンバーの序列が戸籍に記載されるよう定めていた。そこで、戸籍を通じて「戸主を頂点とし、尊卑・長幼・男女の序列に基づく家族秩序が、臣民一般に共通のものとして、すべての『戸』 = 『家』に強制されることになった」(近藤佳代子2014: 367)。

遠藤正敬(2013: 122-125)によれば、壬申戸籍は、人々をあるべき「日本人」へと秩序づける次の三つの機能を有していた。①戸籍に記載される人々を天皇に従属する「臣民」と位置づける、②戸籍により日本国民(nation)であることを公証する、③戸籍登録を通じて「臣民」を神道支配へ組み込む、である。戸籍に記載されれば日本人でありまた身分の把握がなされることから、戸籍に記載されている人こそが「正当な日本人」という、イデオロギー的観念も生み出ことなった。

この戸籍制度をもとに民法上確立されたのが、家制度である。法制度の近代化も課題であった明治政府は、1876年からお雇い外国人ボアソナードを中心として民法の起草にとりかかった。しかし、夫婦を中心と家

族が形成されるとする個人主義的色彩の濃い内容に、保守派の学者は強く反発した。特に憲法学者の穂積八束（[1891] 1943: 224-226）は論文「民法出デテ忠孝亡ブ」で、ボアソナード民法は日本の祖先梗概、血統重視の家のあり方と相容れないものとして痛烈に批判した。ボアソナード民法は施行前に廃止とされ、変わってドイツ民法をモデルとし、また江戸時代の武家層の家族秩序であった家長（戸主）を中心とするヒエラルキー的な家族関係を規定する内容の明治民法が1898年に公布・施行された。こうして成立したのが家制度である。

川島武宜（[1955] 2000: 155）は家制度につき、「世帯の共同とは関係のない血統集団であって、構成員の死亡・出生・結婚等による変動はあってもその同一性を保持して存続してゆくものだという信念を伴うところのもの」と定義する（傍点ママ）。川島によれば（[1955] 2000: 155-156）、家制度は次の信念体系、価値体系によって支えられている。①（父系）血統の連続に対する強い尊重と（その反面としての）女性蔑視、祖先と子孫の一体視、②多産の尊重、子を産まない妻の蔑視、③祖先の尊重、④伝統の尊重、⑤個人に対する家の優位、⑥属する家（家格）による社会的評価、である。

家制度の下では戸主が家族メンバーの婚姻、養子縁組に対する同意（明治民法750条）などに強い支配力（戸主権）を持った。女性蔑視は、結婚した女性は法的無能力者とされた点に現れる（明治民法801条）。父系血統重視の観点から女性の姦通は罪として処罰され（刑法183条姦通罪）²、直ちに離婚請求原因となった一方、夫の姦通は姦淫罪で刑に処せられなければ妻からの離婚請求はできなかった（明治民法813条3号）（星野英一 1975: 270）。同じく父系血統の継続性重視のため、夫が婚姻外でもうけた庶子男子は、妻の生んだ嫡出女子よりも相続上優先された。戸主権および家産は単独で家督相続人へ引き継がれるため（明治民法986条）、将来戸主になるとされる法定推定相続人同士は結婚することができなかった。このように家制度は家族を戸主の支配下におくことにより、父系血統の統一性、継続性を図る装置として機能した。

3 家制度のイデオロギー性

家制度は天皇を親とし、臣民をその赤子と見なす家族国家観を実体化する制度としても位置づけられた。家族国家観を貫くイデオロギーは忠と孝である。忠とは、「天皇を中心とし奉り、天皇に絶対隨順する道」（文部省 1937: 34）、すなわち主権者である天皇を絶対視し、ひたすら天皇に奉仕すべきとの考え方である。また孝とは、儒教道徳にもとづく親に対する恭順、服従の義務を意味する。具体的には父母を尊び敬い、何をなすにも親の許可・指令をあおぐこと、立身出世をして親や自分の属する「家」の名をあげること、親を養い生活を支え、子を作るという義務である（川島武宜 [1957] 2000: 96-108）。忠はこの孝に常に優位し、孝を包含する連続的な関係性にある（石田雄 1968: 91）。家制度の下では親への恭順たる孝が通底する道徳規範であり、孝の上位規範として忠がある。ここから国家を一つの家族とみなし、天皇を親、臣民を赤子とする家族国家観が成立する。文部省（1937: 46-47）が出した『國體の本義』では、「我が國は一大家族國家であつて、皇室は人民の宗家にましまし、國家生活の中心であらせられる。……我が國に於ては忠を離れて孝は存せず、孝は忠をその根本としてゐる」として、忠孝の関係性と家族国家観が明確に示されている。とはいえ、この家族国家観は親しい者への親愛の情を基盤としながら、場合によっては親愛の情よりも公へ奉仕すべきとするなど、ご都合主義的な側面も存在していたとされる（石田雄 1968: 94-95）。

4 家制度廃止の経緯と家制度意識の残存

第二次世界大戦の敗戦を経て、1946年に国民主権に基づく日本国憲法が制定された。制定過程で問題となつたのは、家族関係を規定する憲法24条が家制度の廃止をもたらすかどうかであった。家制度廃止の方針は46年の8月末に出され、衆議院、貴族院の議論を経て憲法24条が成立した。ただしGHQも日本政府も想定していたのは法制度上の家制度廃止であり、家制度の持つイデオロギー的側面や社会的作用の排除は認識の範囲外であった（和田幹彦 2010: 77）。日本国憲法の制定を受けて、各種法律の改正審議がなされる。民法改正を担当したのは、46年に内閣に設置された臨時法制調査会第三部会第二小委員会³である。第二小委員会の起草委員であった我妻栄（[1956] 2009: 102）によれば、「当初から家の廃止が起草委員および司法省当局の一一致した意見」であった。民法改正案は内閣法制局やGHQとの折衝を経て第8次案まで出され、47年7月15日に最終案が閣議決定される。しかし憲法と民法の同時施行は時間的に難しく、改正民法が施

行されたのは48年1月1日であった。

戸籍法も第二小委員会で民法とほぼ同時期に改正作業が進められた。その内容は、民法では家や戸主権、家督相続は廃止するが、戸籍法では戸籍、戸籍上の「戸主」等はそのまま残すというものであった。口語体への書き直し作業および、民政局と司法省の会談を経て、改正戸籍法も民法と同日の48年1月1日に施行となつた。

注目すべきは、戸籍法には家制度の実質が残ったことである。憲法学者の宮澤俊義（1947: 25）は、「家破れて氏あり」と題するコラムで次のように述べる。

「いつたい「家」がなくなるのに、「氏」を残す必要がどこにあるのか……國破れて山河あり、「家」破れて「氏」ありというわけであるが、「家」はなくなつても「氏」がなくなるわけにいかない理由を、誰かにしつかり教えてもらいたいものである。」

宮澤のこのストレートな疑問は本質をついている。なぜなら、氏を残すこと、すなわち戸籍法に家制度の実質を残すことは民法改正に携わった起草委員や司法省側にとって戦略的および実質的意味があったからである。戸籍法改正過程では、「民法上は廃止する制度規定をそのまま戸籍法に持ち込む意図が明白」（和田幹彦2010: 224）であった。たとえば戸籍法17条の「戸籍の筆頭に記載した者」、いわゆる「戸籍筆頭者」欄は、明治民法下における「前戸主」欄と同じ場所にある。現在戸籍筆頭者の95%は男性であり、それは戦前の戸主を容易に彷彿とさせるものとなる。第二小委員会の幹事であった川島武宜は和田幹彦によるインタビューの中で、「戸籍筆頭者」について次のように述べている（2010: 473）。

「〔家制度の廃止により〕法律上は、もう戸主は権利はない訳ですが、『法律条文外で、実質上戸主っていうものは残そう。せめてそれだけは残してくれ』という意見があったのです。戸籍という形で、戸があつて戸主があるって言う訳で、名前だけでも残したい。しかし「戸主」とはいえない。それで「戸籍筆頭者」として残す、という案です。」

起草委員らが家制度の実質を戸籍法に残した背景には、当時強かった家制度廃止反対論の主張を緩和するという戦略的意図があった。のみならず、民法・戸籍法改正に携わったメンバーの幾名かは、氏や戸籍の身分登録・公証という機能的側面を重視して、そのイデオロギー性をさほど重視していなかった。我妻栄は民法改正と家制度を振り返って、「氏というものが、私たちの予想する以上に社会の実際において昔の家族制度の気持を残す事実上の働きをしている」（[1956] 2009: 122-123）、「ぼく自身が戸籍に対してこれだけ国民の愛着があるとは思わなかった」（1953: 35）と述べている。社会学者の下夷美幸（2019: 68）が指摘するように、「我妻は戸籍のイデオロギー面に対する認識が弱かった」。結果、民法・戸籍法改正に携わった専門家の思惑以上に、戦後の日本社会には戸籍を通じての家制度意識が残存することになった。

5 1996年民法改正案

1951年、（沖縄を除く本土で）日本が主権を回復すると、旧支配者層を中心に家制度復活論が出てくる。しかし55年から73年の高度経済成長期には家制度復活論は影をひそめ、性別役割分業にもとづく近代家族像が定着した。

氏・姓をめぐる国際的な動きとしては、70年代後半に第二波フェミニズムの流れを受け、ヨーロッパやアメリカの各州で家族法改正により夫婦別姓や結合姓、旧姓の使用が認められるようになった。75年にはイタリアで妻に旧姓を結合姓として使用することが認められ、76年には旧西ドイツで従来夫の姓としか認められなかった夫婦の共通姓を夫・妻どちらかに選択できるようになった。82年にはスウェーデンで夫婦別姓の選択が可能となり、84年にはスイスで妻が婚姻姓としての夫の姓に旧姓を前置することが認められた（高橋菊江他1988: 8-15）。日本では、女性の雇用労働者化が改姓の不利益を顕在化させ、1979年に国連が採択した女性差別撤廃条約を根拠とする夫婦別姓訴訟や通称使用を求める訴訟が提起されるなどした。

91年、離婚の増加等家族の変容を背景として、法制審議会民法部会が家族法改正へと乗り出す。96年に

法制審議会で出された「民法の一部を改正する法律案要綱」（以下民法改正案要綱）の主な内容は、①婚姻適齢の男女平等化、②女性のみに課される再婚禁止期間を100日へ短縮、③選択的夫婦別氏制度の導入（子の氏は婚姻時に定めるものとする）、④5年以上の婚姻の本旨に反する別居を裁判離婚原因とする、⑤婚外子相続分差別の撤廃、である。

2022年現在、実現できていない項目は、③選択的夫婦別氏制度の導入と、④5年以上の別居を裁判離婚原因とする、である⁴。

民法改正案要綱が国会に上程されなかった一番の要因は、選択的夫婦別氏制度の導入案であった。要綱案公表後、与党自民党から「別姓は家族崩壊の芽をはらむ」などの慎重論、反対論が相次ぎ（朝日新聞、1996.2.27付朝刊）、閣議決定も、国会への上程も見送られることとなった。その後25年以上経った現在でも、選択的夫婦別姓は実現していない。

6 2015年第一次夫婦別姓訴訟最高裁大法廷判決

近年注目を浴びたのが、2015年12月16日の最高裁大法廷判決である（第一次夫婦別姓訴訟）。原告らは、夫婦同氏を規定する民法750条は、憲法13条の氏名の変更を強制されない権利、14条の法の下の平等、24条の婚姻の自由等に違反すると主張した。

最高裁は次のように判断して、原告らの主張を棄却した。「家族は社会の自然かつ基礎的な集団単位であるから……氏を……一つに定めることにも合理性があるといえる」。「婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない」。民法750条は夫婦の氏として「夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、……夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。……したがって、本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない」。婚姻改姓に伴う不利益は「氏の通称使用が広まることにより一定程度は緩和され得るものである。……本件規定は、憲法24条に違反するものではない」。（選択的）「夫婦別氏制の採用については……国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないというべきである」（最大判平27・12・16）。

違憲の判断を出したのは5名、うち3名は女性、4名が弁護士出身であった。反対意見で岡部喜代子裁判官は次のように述べる。

「96%〔2017年当時〕もの多数が夫の氏を称することは、女性の社会的経済的な立場の弱さ、家庭生活における立場の弱さ、種々の事実上の圧力など様々な要因のもたらすところであるといえるのであって、夫の氏を称することが妻の意思に基づくものであるとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用しているのである。……〔民法750条は〕夫婦が別の氏を称することを認めないものである点において、個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超える状態に至つており、憲法24条に違反するものといわざるを得ない。」

問題は、岡部裁判官の指摘する、氏の選択における「種々の事実上の圧力など様々な要因」がなかなか可視化されていないことである。多数意見のいうように、「夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない」のであれば、氏の選択割合はある程度対等になってよいはずである。しかし、妻の氏を選ぶ男性は2020年の段階でも5%に過ぎない。この圧倒的性差の背景にはどのような圧力や要因が働いているのだろうか。

III インタビューによる当事者の声

1 夫婦別姓をめぐる構図

氏選択における圧倒的性差の背景にはどのような圧力があるのだろうか。社会学者の阪井裕一郎（2021:60-62）は夫婦別姓をめぐる対立図を次のように区分する。

- 【A】夫婦同姓原則。結婚をすれば夫婦同姓が望ましいとして夫婦別姓に批判的な人々（複合姓や夫婦創姓を提唱することにより夫婦別姓を批判する人々も含む）。
- 【B】「夫婦別姓の法制化」賛成派。法律婚の中で別姓の選択を承認することを求める人々（家名の継承のために夫婦別姓を望む人も含む）。
- 【C】戸籍制度の廃止。戸籍や結婚制度自体を問題視し、「夫婦別姓の法制化」を批判する人々。
- 【D】戸籍制度の廃止／「夫婦別姓の法制化」賛成派。現在の法律婚制度に否定的だが、「夫婦別姓の法制化」には賛成する人々。

筆者は2018年にインターネット上でアンケート調査を行い、その回答をもとに電話で24名にインタービューを行った（アンケート調査については、小泉明子2021: 17-22）。インタビューは20～70代の男女、事実婚14名、法律婚10名である。上記阪井の区分に則して、インタビューを紹介したい⁵。

（1）【A】夫婦同姓原則

筆者が行ったインタビューでは、【A】に該当する人はいなかった。【A】に区分される人々（以下、夫婦別姓反対派と表記）は、1996年に選択的夫婦別姓の導入が検討されて以来、強い反対勢力として存在し続けている。しかし筆者が考えるに、夫婦別姓をめぐる賛成と反対の主張はかみ合っていない。選択的夫婦別姓の法制化を求める人々（以下、夫婦別姓派と表記）は法律婚をする上での選択肢のなさを問題にする一方、夫婦別姓反対派はあるべき家族像、あるべき戸籍制度を主張しているからである。しかし夫婦別姓派はそもそも夫婦同姓に反対しているわけではない。選択的夫婦別姓に反対するのであれば、夫婦同姓のみが法的に妥当であることの論理的根拠を示すべきである。しかし、すでに国際結婚で夫婦別姓が認められている以上、それは不可能である（管見の限り、夫婦別姓反対派の議論で国際結婚に言及されるくだけは見たことがない）。それゆえ議論はどこまでもかみ合わないのである。

（2）【B】「夫婦別姓の法制化」賛成派

筆者のインタビューでは、法律婚をしているカップルの場合、親族に家制度意識の残存を如実に示す圧迫や壓力が目立った。

①Eさん（30代女性・妻氏婚）

Eさんは保険会社で働いており、暴力団対策なども含めて職場では通称使用ができない。仕事の関係で事実婚では保障が認められないケースを見てきており、法律婚を選んだ。女性だから改姓というのはおかしいという気持ちが強かったため、夫が氏を変更する妻氏婚をした。その際、「夫は地方出身の長男なので、自分の母にも、夫の両親にも『男が改姓するなんておかしい』『女が改姓するのが当然』と強く反対されました」。義母は泣きながら、「普通に嫁に来てほしい」「[夫に]お前は長男だから、そういうもんだ」と言った。冠婚葬祭は夫の氏で行うとの条件で義父母に妻氏婚を認めてもらい、夫は職場で通称使用をしている。夫は会社で上の立場にあり失礼なことはあまり言われないが、「婿養子」とはよく聞かれるため、Eさんはとても不愉快な気持ちになるという。

Eさん自身は、職場で「何であなたが改姓しないの？」と聞かれて困った。夫の実家は今でも夫の旧姓にEさんの名前を添えた宛名で荷物などを送ってくる。夫が氏を変えたことについては、「申し訳ないと思いました」。夫婦同氏制度の下で、結婚というエンパワメントと（氏という）選択肢が奪われることがセットになっているとEさんは感じている。民法750条は男女ともに氏を変えることが想定されているのに、実際にEさんが経験したのは「女が改姓しないなんて変、男が改姓するなんて奇妙。制度運営上の平等がない」状況だった。

②Fさん（40代女性・法律婚）

Fさんは資格職についており、氏を変えると仕事の継続性が途切れてしまうために仕事上は旧姓を通称使用している。特別養子縁組をした子を育てているが、これも法律婚をしている夫婦でなければ認められない。

制度上のメリットや緊急時の法的保障を考え、法律婚と自らの通称使用を選択した。「結婚してもできれば姓を変えたくありませんでした」。「相手〔配偶者〕の周りに古い考えの人が多く、わたしの姓にするといろいろ勘織られるのに相手が嫌悪感を持つのがわかつてていたので、私が折れることに」した。軽い気持ちで通称使用にしたが、戸籍名と通称名の使い分けは大変で、病院や薬局で戸籍名を呼ばれることには違和感がある。戸籍名に変える時は「自分の領域が狭められるような感じ、追い詰められた感」がある。事実婚をしている人は色々なメリットをあきらめて強くがんばっているな、と思う。夫婦別姓が認められるのであれば別姓にしたい。Fさんは、氏の変更や通称使用を経験していない人が制度を作っているのではないか、上の人が管理しやすいから夫婦同氏制度が続いているのではないかと考えている。

③Gさん（40代女性・法律婚）

Gさんは現在別の男性と再婚をしているが、初婚の夫は「家長として妻子を従えて初めて一人前」、「亭主閑白に見せたい、男を立ててほしい」という人だった。初婚時、「自分の名前を変えたくない」と言ったところ、夫から「『俺が妻の名前になるなんて恥ずかしい』と回答」され、両方の両親からは「結婚は家と家とでするもの。長男の“嫁”になるのだから女が変えるのが当たり前」「あなたは別に大した家柄ではないのだから」「妻の姓にするなんて夫がかわいそう」と言われ、「泣く泣く〔氏を〕変えざるを得ませんでした」。Gさんの改姓後、夫はGさんを自分の付属物として扱うようになり、Gさんは主婦になることやケア役割を求められるようになった。

義実家の法事の際には「本家の長男の嫁だから」という理由でGさんは仕切りから寺とのやり取り、配膳の料理すべてを任せられた。義父が亡くなった際には「嫁は出棺まで線香を絶やさないのが役目」と言われて寝ずに線香の番をさせられ、納骨までも嫁として様々な仕事を負わされた。夫の親族からは、うちのモノになったのだから、好きに扱っていいというような対応をされ、卑猥な言葉を投げかけられるなどのセクハラも受けた。Gさんは、これらの対応が「家父長制の家制度の観念による女性差別だったと後で知」った。現在法律婚をしているが、選択的夫婦別姓を求めている。「選択的夫婦別姓の論議は『夫婦同氏か／夫婦別氏か』ではなく、『強制か／選択か』が論点です。……強制的に人の名前、アイデンティティを奪うことは、法的な必然性がありません」とGさんは述べる。

④Hさん（50代男性・かつて妻氏婚）

Hさんはかつて妻氏婚をして、旧姓を通称使用していた。元妻はフリーランスの仕事をしていて氏をえにくいため、正社員のHさんが氏を変えた。民法750条については中学の頃には知っており、システム自体は男女平等だと考えていた。しかし、「結婚にあたって妻姓を名乗ると言う話をした時は否定的な反応が多く、男尊女卑はまだ根強いことを感じた」。婚姻後、「覚悟はしていたが、思った以上に精神的なダメージが大きかった。……お前の印鑑証明は無効になったぞという通知が来て、役所は人の気持ちがないのだと思った」。「勤務先は旧姓使用が保険証以外はパーカーフェクトにできる。そして旧姓使用は共働き事実婚よりは制度の差別はマシ」であるが、社会全般として通称使用の拡大は実感しないという。Hさんの勤務先でも戸籍名の記載が定められている場面があり、戸籍名記載のルールは個人の認識にとって支障になり、またプライバシー侵害に当たるのではないかと感じている。またHさんは義父から「旧姓を名乗るな、お前はもう○○（新姓）だろうと言われて怒鳴り合いになったことはある」。家制度ではないが、義父には氏を残した娘（Hさんの元妻）が自分の跡継ぎだという意識があったのではないかと、Hさんは考えている。夫婦同氏制度では社会的取引が多い人ほど氏変更により不利益を被ると考えており、多くの女性が不利益を被っている状況は差別ではないかと感じている。マイナンバーがある現在、アメリカのように名前を変えやすくしてもよいのではないかというのがHさんの立場である。

以上、法律婚の中で夫婦別姓の法制化を求める人々のエピソードを紹介した。興味深いのは、妻氏婚の場合、家制度意識の残存に基づく親族からの反発が顕著にみられる点である。これは「男が改姓するなんておかしい」「普通に嫁に来て」といったEさんのエピソードに如実である。夫が氏を変えたことに対して妻が罪悪感や申し訳なさを抱いている場合も多い。これは女性が氏を変えるものという、家制度意識がいまだ社

会に根強く存在するためと思われる。家制度をほうふつとさせる、嫁をタダでこき使える労働力とみなす扱いはGさんのエピソードに顕著である。一方、妻氏婚をしていた男性のHさんは、「お前は○○（新姓）だろう」という義父の反応に家制度意識をかぎ取っている。Hさんは取引先からは婿養子かと聞かれることが多く、妻氏婚も当然ありうる夫婦同氏制度に対して、周囲が無理解であると感じている。

また家名を存続させたい女性が妻氏婚を望んだために、破談になる例も少なくない（「実家の名前を継承したい姉妹の会」サイトなど参照）。夫婦別姓反対派は「夫婦別姓は家族を壊す」と主張するが、夫婦同氏制度が家族形成を阻害し、パートナー関係を壊していることはなぜか問題視しないようである⁶。

（3）【C】戸籍制度の廃止

筆者の行ったインタビューでは、【C】に該当する人はいなかった。夫婦別姓は選択あるいは権利の問題と受け止められるようになってきているからと思われる。

（4）【D】戸籍制度の廃止／「夫婦別姓の法制化」賛成派

【D】に該当するのは、戸籍制度や法律婚への違和感や疑問から自身は法律婚を選択していないが、権利や選択肢としての選択的夫婦別姓には賛成する人々である。

①Iさん（70代女性・事実婚）

Iさんは、「現行の婚姻制度に乗る必要なし、と事実婚を選」び、パートナーと15～17年にわたり別居婚をしていた。事実婚を選択したのは1970年代、同時期に娘を婚外子で出産している。パートナー（娘の父親）の死後、2003年に父子関係を確定する手続について家庭裁判所に聞きに行ったところ、「娘が非摘なら、私は『妾』と即断」された。「認められたって、1/2ですからね！」と〔裁判所の職員は〕吐き出すように云いました。裁判所の職員は、Iさんを妾であると一方的に決めつけ、Iさんの娘は婚外子なので相続分は半分であると暗に道徳的非難をしている（なお、民法900条4号但書の婚外子相続分別規定は2013年に最高裁で違憲とされ、削除された）。

Iさんは、2015年の第一次夫婦別姓訴訟最高裁判決につき、「『夫の姓』か、『妻の姓』の選択ができる『協議』の機会があるのだから、憲法が求める『個人の尊厳』も『平等』も侵害していないとされるのは、ごまかしでしかないとおもいます。選択肢があると云えるのは、『別姓のまま』ですか、『同姓にしたい』ですかが、問われた場合です」と評している。家制度は憲法上廃止されたとしても法律上は残っており、国民の意識は変わっていない。夫婦別姓問題と家制度はつながっている、と考えている。

②Jさん（40代男性・事実婚）

Jさんは事実婚夫婦であるが、子どもが生まれた際と配偶者控除のために、年末のみ便宜的に法律婚をしている。妻はパートで働いているため、配偶者控除がなければかなりの金額負担（年10万円ほど）になる。法律婚をする際は夫婦の氏を妻の氏にする場合も、夫の氏にする場合もある。大学時代にマイノリティと接する機会があり、権利に対する認識が深まる中で社会の「当たり前」を疑うようになった。妻が改姓を嫌がり、また通称使用も嫌がるということで事実婚を選んだ。事実婚を続けるうえで、不利益を感じることはままある。「アパートを借りる時、〔事実婚はダメと言われて〕連帯保証人になれ」ず、差別的扱いを感じた。伝統意識の強い職業についているため、子どもが妻の氏になると「子どもをとられた」「血統を壊された」といった軋轢や噂が生じる可能性がある。そのため子どもはJさんの氏にしており、妻と子どもは氏が異なる。「名字が違っていたら子どもがいじめられる。親としてどうなのか」「子どものことを考えていないのか」などと言われたこともある。実体験として子どもへのいじめはないが、子どもを理由として事実婚を批判されることが一番辛いという。

Jさんはパートナーとの事実婚を通して、名前とアイデンティティのつながりに気づいた。「〔夫婦〕同姓を強制されることにより、心情的に苦しい人が多い限り、制度を変更すべき」と考えており、公的保障がなされるという観点から、別姓婚が認められるのであれば法律婚をするつもりである。

③Kさん（40代女性・事実婚）

Kさんは共働きの事実婚夫婦である。子どもの頃から、なぜ結婚するときに名前を変えなければならないのだろうと疑問だった。1996年の民法改正が取りざたされた際に事実婚を知り、子どもの出産前後1か月のみKさんが氏を変えて法律婚をした。これは、子が婚外子となり就職等で不利益を被るのを避けるためと、子は父親の姓にしたいというKさんの希望からである。

共働きのために配偶者控除が適用される年収には該当しない。婚姻に基づく利益よりも名前の保持の利益が大きいため、Kさんは事実婚を貫いている。とはいっても、事実婚ということで「生命保険の契約時（当時）……直接受け取り人にはなれず、『法律の壁』を感じました」⁷。普段法律婚との差を感じないだけに、「バチンとくる。閉じられる感じ。社会に拒否される感じ、夫婦として認められていない」と感じた。事実婚をしていて不安なのは、不慮の事故や事件だという。親権はパートナーが持っているため、親として子の財産管理や自分が事実上パートナーであるという証明ができない。病気や手術など重大な決定が必要となる際に、家族として関わる保障がない。夫婦別姓については、「選択肢が欲しい、それだけです」。大事なことは選べることであるという。なお、Kさんのパートナーの兄は妻氏婚をしたため、「長男なのに」と実家ともめて一時絶縁状態になったという。現在は孫かわいさにパートナーの実家は兄と普通に会っているとのことである。

④Lさん（60代女性・事実婚）

Lさんは29歳で法律婚をしたが「全然私の名前じゃない」と違和感を覚え、7年後にペーパー離婚をして親族等には事後報告をした。「有無を言わせぬペーパー離婚でした」。事実婚は30年になる。子どもが三人いるが、二人はパートナーの氏、もう一人はLさんの氏である。Lさんの生命保険につきパートナーは受取人になれず、子どもを受取人にした。Lさんは、「事実婚の本人として、同氏強制には様々に問題があると考えています。……事実婚・通称使用でも同じ権利を持っているのであればともかく、それもない」と不満を感じている。またLさんは夫婦別姓につき、「親と子どもが同じ氏である家族のみを正しい家族として、こぼれ落ちるいろいろな家族を救ってください。選択制になり、氏なんか関係なく家族です、ということになれば、連れ子再婚家族や里親里子家族など、生きやすくなるのではないか」と述べる。

事実婚当事者に目立つのは、「同氏の強制」に対する強い違和感である。Iさんのエピソードで、彼女を妾と決めつける行政の対応には、法律婚に基づく家族こそまとうであるという固定観念が垣間みえる。事実婚を選択した人は、しばしばこうした差別的言動を経験している。Jさんが経験した「子どものことを考えていないのか」といった道徳的非難もまた、法律婚以外の関係性を逸脱とみる差別的言説であろう。夫婦別姓という選択肢が法律で認められないがゆえに、親子別姓に対しても偏見・差別意識が続くという悪循環もここにはみえる。

IV 選択的夫婦別姓の実現を拒むもの

選択的夫婦別姓はなぜ実現されないのだろうか。その要因は家制度意識の残存、「男の沽券」、性愛規範性に大別できる。

1 家制度意識の残存

選択的夫婦別姓の導入に対する反対はバックラッシュとして現れ、その主張は主に三つに区分される。第一に、家制度意識の残存に基づく「夫婦別姓は家族を壊す」、第二に「子どもがかわいそう」、第三に「通称使用で十分」である。

（1）夫婦別姓は家族の絆を壊す？

まず挙げられるのが、人々の不安を搔き立てる「夫婦別姓は家族の絆を壊す」という主張である（中川八洋 1997: 270）（千葉展正 1996: 11）。夫婦別姓になると夫婦は別れやすくなり、家族が解体し、社会秩序が崩壊すると夫婦別姓反対派は主張する。この点は、明治民法で夫婦同姓原則が成立した際に、夫婦別姓を支

持する旧武士層や保守層が反発の理由として「家の崩壊」をあげたことを鑑みるに興味深い（阪井裕一郎 2021: 56）。

しかし、事実婚など事実上別姓の夫婦の下で育った成人がすでにおり、「家族が壊れる」わけではないことは実証されている。すると、夫婦別姓反対派がいう「家族」とは、彼ら彼女らが理想とする家父長制的家族、または（家制度と同じ構造を持つ）「戸籍の体裁」が壊れるということを意味することがわかる。ちなみに戸籍制度については、夫婦別姓制度が導入されたとしても「夫婦と未婚の子」を編成単位とする戸籍の基本的枠組みは変わらない（原優 1999: 793-794）⁸。

また夫婦別姓反対派は夫婦別姓を認めると「制度上は国民全員からファミリーネームが奪われる」（八木秀次 2021: 271）、「夫婦親子同氏（ファミリー・ネーム）が消滅する」（高市早苗 2021: 193）と主張する。しかし、江戸期の武家層は強固な夫婦別姓を貫きながらファミリーネームを存続させてきた。「ファミリーネーム」を明治民法の家制度が想定した「夫婦親子同氏」と捉えた場合は、この形は確かに崩れる。ここでも夫婦別姓反対派は明治民法の家制度を理想とし、その想定が崩れることに反対していることがわかる。もし「ファミリーネームが無くなってしまう」と感じる人は、従来通りの夫婦同氏を選択すればいい話である。

（2）夫婦別姓の子どもは「かわいそう」なのか

第二に夫婦別姓反対の理由として上げられるのは、「子どもがかわいそう」という主張である（八木秀次 2002: 7）（池谷和子 2021: 217）。だがこうした意見がいささか空虚に響くのは、実際に別姓の両親の下で育った子どもの声を素通りしているからだろう。「子どもがかわいそう」といいながら、当の子どもの声には耳を傾けない矛盾がここに見える。実際のところ、当の子どもたちにとって両親が別姓であることは当たり前の日常にすぎず、特に疎外感も心理的な悪影響も感じていないとされる⁹。いじめられたという経験もなければ、親が別姓であるために不便を感じたという経験もない。むしろ、親が夫婦別姓を実践するためにペーパー離婚をしていることや、自分が婚外子であることを知った時などにショックを受けたりする。夫婦別姓により子どもが悪影響を受けるのではなく、夫婦別姓が認められていないがために行われる行動により、子どもが何らかのマイナスの影響を受けていることがわかる。要するに、「問題は選択肢を認めていない社会、そして別姓に対して偏見・差別意識を持っている人々の側にある」（阪井裕一郎 2021: 66）のである。

（3）旧姓の通称使用で十分

第三に、2000年代から出てきた「通称使用で十分」という主張がある（高市早苗他 2002: 73）（高市早苗 2002: 47）。2022年現在、パスポート、住民票、運転免許証、印鑑証明などの公的証明書で旧姓併記が認められている。しかし民間企業の場合、旧姓の通称使用を認める企業は2016年でも49.2%と約半数に過ぎない（株式会社インテージリサーチ 2017: 7）。保険会社や金融機関では、犯罪防止の観点から通称使用は認められない。社会保険や税金関係も同様である。さらに、旧姓併記は海外出張や留学などの際に別人のなりすましと疑われる混乱を引き起こし、通称使用当事者に多大なストレスと、事情聴取などの時間のロスを引き起こしている。筆者が行ったインタビューでは、逆に通称使用こそ不利益や不便を感じさせるとの声が多く見られた。

2 氏を保持することは「男の沽券」なのか

筆者がインタビューを行う中で疑問に感じたのは、法律婚をしている夫の声が聞こえてこないことであった。少なくない女性が氏の変更に葛藤を抱く中で、夫は何をしているのだろうか。なぜ妻の苦しみや葛藤にかくも無頓着なのだろうか。妻氏婚をした社会学者の中井治郎（2022: 98-99）は、家制度が廃止されて氏が「家の呼称」から「個人の名称」に変わった現在、氏を残すことは男性の沽券あるいはプライドの問題になっていると指摘する。

「何よりも重視されるのは、「男の苗字をえない」という男性のアイデンティティの同一性の保持だったのである。……僕が、「え、あなたが苗字をえるの？」と怪訝な顔をされる理由は、実際にはそれが「家を継ぐかどうか」の問題ではなく、「男らしさ」の問題だったからだ。

「せっかく男なのに？」

そんな正直なため息も聞いた。……結婚で苗字を変えた僕は、どうやら男としての周囲の期待を裏切り、とても「男らしくないこと」をしてしまったようだ。」

本稿のⅠで検討した「権力作用としての名づけ」を思い起こしてみたい。氏名は権力を持つ側が支配者の方を弱め、支配する手段として用いられていた。そして家父長制的価値観の下では、男であることと権力者であることは不可分に結びつく。夫婦同姓制度とは、婚姻の際に夫または妻のどちらかがそれまでの氏を「奪われる」制度である。権力者であろうとする側が、氏を奪われる側になるだろうか。筆者がインタビュー前に実施したアンケート調査でも、「妻氏婚というだけで好奇の目にさらされ、恐妻家と尻に敷かれた情け無い夫のイメージを持たれる」(20代女性)、「相手方の親御さんに〔妻氏婚を〕相談した結果、拒否されました。『何故男なのに改姓しないといけない?』と」(20代女性)といった、「男の沾券」を示すような回答が見られた。

また妻の改姓が夫に支配者意識をもたらし、DVが始まる場合がある。筆者がDV加害者更生プログラム参加者に対して行ったアンケート調査でも、パートナーが氏を変えたことで「自分の所有物になったような気がした」、「自分の従属下に入ったと思った」といった回答があった¹⁰。DV加害者は、氏が支配の道具となること、氏を変えない方が有利になることを把握しているのである。

氏が「男の沾券」に関わることを民法学者中川善之助(青山道夫他1956: 17)も指摘している。

「自分が従来の氏を変えるということは、何か自分が屈服したのだというような意識があるんです。だから男は絶対に自分の氏を変えようとはしない。変えないのが当然だと考えるんです。何故当然なのかといえば、俺は男だからということだけなんです。」

……これ〔夫婦異姓〕は極端に言えばやっぱり父権主義の本陣をつくことだとぼくは思いますね。一番もとへいけば父権思想の中核に至るんだと思う。感情の上のね。」

夫婦同姓を否定するわけではなく、選択肢を増やすだけの選択的夫婦別姓が1980年代に主張されて以降、なぜ40年以上も実現しないままなのか。筆者はここに「権力作用としての名づけ」を見てとる。相手から氏を奪い、力を削ぐ制度を、権力を保持して相手を支配したいと考える側が手離そうとするだろうか。

民間団体「選択的夫婦別姓・全国陳情アクション」事務局長の井田奈穂さんは、全国の地方議会をめぐり選択的夫婦別姓の実現を訴えている。中には「女人に男性と同等の権利を与えたくない」とストレートに言う議員もいるという(中井治郎2022: 150)。この男性議員の発言は、氏の問題が「男の沾券」に関わるものであることを如実に示している。

3 夫婦別姓主張の背景にある性愛規範性とロマンティックラブ・イデオロギー

三つ目は、選夫婦別姓の実現を求める当事者自らが作ってしまっている壁である。事実婚を貫く人もいる中で、そもそもなぜ彼ら彼女らは法律婚を求めるのだろうか。彼ら彼女らは、法的な権利利益の獲得以上の何かを求めているように感じられる。筆者は、その根底には、哲学者ブレイクのいう性愛規範性があるのでないかと考えている。ブレイク(2019: 157, 161)は次のように言う。

「私は、結婚および性愛的に愛し合う関係を特別な価値がある場所とみなすこの不均衡な焦点化と、ロマンティックな愛が普遍的な目標であるという想定を、「性愛規範性 (amazonnormativity)」と呼ぶ。……性愛規範性が与える特権の境界を定めるひとつの方法は、特権化された関係に家族という地位を与えることである。」

性愛規範性とは、結婚(法律婚)および性愛的に愛し合う関係を特別な関係とみなし、重視する考え方で

ある。日本でも、法律婚こそまっとうな関係であるとみなす人は多い。問題は、性愛規範性がそこから外れる関係性を逸脱視し、差別を生み出す根拠として作用するということである（ブレイク 2019: 165-166）。

「性愛規範性は、恋愛関係（典型的には結婚または同棲）が他の関係に優先して探し求められるべきであり、人生の正しい道筋はそのようなロマンティックな愛の関係のなかにあり、そしてロマンティックな愛は普遍的な目標であり、その関係にない人々はそれを求めていると想定している。性愛規範性は、排他的な恋愛関係に特別な価値があるとすることによって、宗教的理由による禁欲、独身生活、ケア・ネットワーク、友人関係といった選択肢は、人間にとっての中心的な善を欠いているとほのめかすのである。」

筆者は、特に法律婚しているながら夫婦別姓を求める人は、この性愛規範性を強く内面化しているのではないかと考えている。法的な権利や利益以上に彼ら彼女らが実のところ重視しているのは、国家から正当性を付与されること、自分とパートナーの関係を特別な価値があるものとして社会的に承認されることではないだろうか¹¹。

さらに、日本で高度経済成長期に普及したロマンティックラブ・イデオロギーにも言及しておきたい。社会学者の千田有紀によれば、ロマンティックラブ・イデオロギーとは、「『一生に一度の恋に落ちた男女が結婚し、子どもを産み育て添い遂げる』、つまり愛と性と生殖とが結婚を媒介とすることによって一体化されたもの」（千田有紀 2011: 16）である。

ロマンティックラブ・イデオロギーの下では恋愛のゴールとして結婚が位置づけられ、カップルの関係性が正当かどうかは結婚しているか否かにより審判される。婚外子率の低さ（約2%）に現れるように、日本社会においてロマンティックラブ・イデオロギーは強く人々の認識や行動を規定している。イデオロギーが厄介であるのは、そのイデオロギーを自覚的に実践しない人や逸脱する人が、道徳的な劣後者とみなされてしまうという点である。「結婚してこそ一人前」、「結婚していない人はどこかおかしい」といった差別的風潮や言説、実際の差別的扱いに抗えるほど、多くの人は強くない。多くの人（特に改姓への圧力がかかる女性）は改姓に対する葛藤を抱えつつも、性愛規範性や内面化されたロマンティックラブ・イデオロギー（あるいは世間体）の下で、国家による関係性の承認という安心を得るために法律婚を志向するのではないか。一方、パートナーに氏を変えたくないことを言い出せない女性もいる。その背景にあるのは、パートナーや周囲からの圧力以外にも、法律婚に伴う生活保障や国家による承認から排除されることへの不安があるようと思われる。まさに、ここでも性愛規範性やロマンティックラブ・イデオロギー、そして世間体が当事者の意識を強く規定している。だが一方で改姓して法律婚を選んでしまうと、第三者には、あなたが従来の氏を保持したいとの思いはさほど重要ではない、よせんその程度の思いに過ぎないのだとみなされてしまう。氏を保持したいという思いは、自らが内面化する性愛規範性やロマンティックラブ・イデオロギーと衝突し、当事者にダブルバインドともいえる強い葛藤を引き起す。

ある政治学者は氏をめぐる夫婦間の顕著な認識差を、「家庭内の民主主義の不足」と表現した。改姓に伴う葛藤をカップルで話し合うことができれば、事実婚や妻氏婚が生じることになる。平成17年度版「国民生活白書」（内閣府 2005: 62）では、事実婚を選択した理由として、9割近くが「夫婦別姓を通すため」と回答している。

もちろんここで問われるべきは、日本ではなぜ従来の氏を失うことと、法律婚による公的・社会的承認が交換条件にならなければならないのか、ということだろう。諸外国や国際結婚では、夫婦別姓という選択肢があらかじめ用意されているからである¹²。そこで日本人同士の結婚のみに課せられる不合理な交換条件解消のためにも、選択的夫婦別姓が主張されることになる。

V 結論——夫婦別姓訴訟と今後

2018年に提起された第二次夫婦別姓訴訟では事実婚カップルを原告として、同氏に合意するカップルには法律婚を認め、夫婦別姓を希望するカップルに法律婚を認めないことは平等権侵害であるとの訴えを主軸に、三つの訴訟形態で提起された。①婚姻届受理申立審判（家事審判）、②国家賠償請求訴訟、③婚姻関係

確認訴訟である（木村草太2021: 78）。

①の婚姻届受理申立審判は、「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨を記載した婚姻届に対する自治体の不受理処分を不当として、事実婚カップルが東京家裁および広島家裁に提起した。同訴訟については東京高裁からの特別抗告につき、最高裁は、民法750条は憲法24条に違反しないとして訴えを棄却した（最大判令3・6・23）。同判決では三浦守裁判官が、「婚姻という個人の幸福追求に関し重要な意義を有する意思決定について、二人のうち一人が、〔氏という〕重要な人格的利益を放棄することを要件として、その例外を許さないことは、個人の尊厳の要請に照らし、自由な意思決定に対し実質的な制約を課すものと言わざるを得ない」として、選択的夫婦別姓を認めない国の立法不作為は憲法24条違反であるとの意見を付している。また、宮崎裕子、宇賀克也両裁判官も、「夫婦が同等の人格的利益を享受することを希望する者に対して夫婦同氏を婚姻成立の要件として当事者の婚姻をするについての意思決定を抑圧し、もって婚姻をするについての自由かつ平等な意思決定を侵害することについて、公共の福祉の観点から合理性があるということはできない」として、同氏強制は憲法24条に反するとの意見を付している。草野耕一裁判官は、選択的夫婦別氏制の導入は、それにより減少する国民の福利よりも、向上がはるかに大きいとして、選択的夫婦別氏制度の導入を主張する。

②の国家賠償請求訴訟は、夫婦別姓を希望する者に婚姻を認めない区別は憲法14条1項に違反する信条差別であるとして、一人当たり50万円の国家賠償を請求する内容であった。同訴訟につき、最高裁第三小法廷は上告を棄却した（最三判令4・3・22）。同判断で渡邊恵理子裁判官は、民法750条等の各規定は「婚姻をしようとする者に従前の氏を変更するか法律婚を断念するかの二者択一を迫るものであり、婚姻の自由を制約することは明らかである」として、同氏強制は憲法24条に違反するとする。そして、「個人が婚姻相手の氏に変更するとしても、選択的夫婦別氏制により選択の機会が与えられたうえで、個人がその意思で婚姻相手の氏への変更を選択したものであるか、夫婦同氏制により氏の変更が事実上余儀なくされた結果であるかには大きな違いがあり……選択の機会を与えることこそ、個人の尊厳の尊重である」として、選択肢のなさという夫婦別姓をめぐる問題の本質について指摘している。

③婚姻関係確認訴訟は、アメリカ合衆国で別氏のまま法律婚をした映画監督とダンサーが、戸籍への記載による婚姻関係の公証という地位確認を求めた訴訟である。2021年4月21日東京地裁は請求を却下したが、重要なのは同判決で、外国で別氏のまま認められた婚姻は日本国内においても有効であると認められた点である（東京地裁令3・4・21）。一方、婚姻関係の戸籍への記載については、公証の前提となる婚姻届不受理処分を対象とすべきであること、また外国の方式に基づく別氏の婚姻関係の「公証を可能にするかどうかは、立法裁量の範囲内である」として訴えを棄却した。

選択的夫婦別姓をめぐる対立軸の核は、法律婚という公証制度にある。改姓による不利益・不具合を避けるために行われる事実婚は、法律婚に比べて法律上の保護に乏しい点は否めない。

憲法学者の木村草太は、法律婚を望むカップルが民法750条の規定する夫婦同氏に合意するか合意しないか（同氏合意）が、法律婚を享受するか否かの区分になっているとみる。この同氏合意は共同親権や相続などの法律婚に伴う様々な法的効果を享受する要件となっており、中には、嫡出推定（民法772条）、共同親権（民法818条3項）など、夫婦同氏を要件とする必要性や合理性に乏しいものが含まれる。さらに配偶者短期居住権（民法1037条）や遺留分などの相続関係は共同生活や財産形成を根拠とするため、氏の同一性は関係がない。これらから木村（2021: 82-83）は、「同氏合意の有無によって、嫡出推定・共同親権・戸籍による公証などの効果について区別する合理的理由はなく、憲法14条1項に反すると評せざるを得ない」として、民法750条は平等権侵害であり違憲無効と評価すべきであるとする。

現在までのところ、最高裁は夫婦同氏制を違憲であるとは判断しておらず、繰り返し「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」（最大判令3・6・23）であるとして、国会での議論による立法あるいは対応を促している。しかしIIで検討した通り、選択的夫婦別姓の導入に対しては家制度意識の残存に基づく強固な反対派がいるため、立法による夫婦別姓の実現は難しいと言わざるを得ない。

一つの道としては、同性婚の導入による社会変化をもって、選択的夫婦別姓の実現を促すことが考えられるかもしれない。選択的夫婦別姓と同性婚、どちらの実現可能性が高いかと言えば、同性婚ではないだろうか。なぜなら、同性カップルは関係性、生活状況、お互いのコミットメントなどは異性カップルと同様の状

況にありながら、あらかじめ法律婚から排除されており、明らかに不平等な状況に置かれているからである。ここは、夫婦同氏という要件さえ飲めば法律婚という法的保護のパッケージを使える異性カップルとは明確に異なる。また日本の場合、江戸時代に同性愛が習俗として定着しており、同性愛に対する逸脱視はキリスト教の道徳観が導入された明治期以降に生じたものである。キリスト教国家における聖書のような、同性婚反対のための確たる根拠もない。

近年は、同性パートナーシップ制度を導入する市町村・都道府県が増えてきている。2022年6月には東京都で同性パートナーシップ条例が成立し、今後さらに都道府県レベルでの導入も進むものと思われる。同性婚が実現された場合には、同氏制度の下で同性カップルも当事者のどちらかが改姓を余儀なくされることになる。その際、とりわけ不利益を負うことになるのは、社会的地位のある男性カップルであろう。これまで選択的夫婦別姓の導入が進まなかったのは、改姓による不利益を甘受してきたのがほとんど女性だったからである。しかし同性婚が導入されて男性から改姓による不利益の声が出てきた場合、国会の大多数を占める男性議員にとって改姓は他人事ではなくなる。そのとき、状況は変わるものではないだろうか。

若い世代では夫婦別姓への支持率が高い。2000年代以降生まれの10代～20代はそもそも家制度を知らなかったりする。第一次・第二次夫婦別姓訴訟は社会への問題提起と、幅広い世代の関心を喚起したといえる。立法による解決がなされなければ、夫婦別姓訴訟は今後も続くだろう。選択的夫婦別姓の実現には、夫婦別姓を求める当事者の声、被る不利益の具体的な内容、また裁判官の意見等がそれぞれ蓄積されて、世論が変化していくことが重要となるように思われる。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（C）（課題番号19K12605）による研究成果である。この場を借りて、インタビューに貴重な時間を割いていただいた皆様に感謝申し上げます。

〔註〕

¹ 井戸田によれば、明治維新後の1874年に氏を公称できたものは6%にすぎなかったとされる。もちろん公称が禁じられただけで、実際には小作農民なども氏を名乗っていた。

² 姦通罪は親告罪であるため、妻からの告発はほぼ不可能であったとされる。日本国憲法の法の下の平等（憲法第14条）および憲法24条にそぐわないと認め、姦通罪は1947年に削除された。

³ 臨時法制調査会は明治憲法改正に伴い制定または改正を必要とする主要な法律について要綱を示すことを目的とし、第一部会は皇室・内閣関係、第二部会は国会関係、第三部会は司法関係、第四部会は財政その他を担うものとされた。

⁴ ①婚姻年齢の男女平等化は2022年からの18歳成人により実現、②再婚禁止期間の短縮は2015年の最高裁違憲判決を経て実現、⑤婚外子の相続分差別については、2013年の最高裁違憲判決を経て民法から削除された。

⁵ アンケート調査及びインタビューの実施については、新潟大学教育学部研究倫理審査委員会の審査を経ている。

⁶ 女性経営者を対象にした2021年の調査では、回答者191名のうち3割以上が「夫婦同氏が結婚をためらう要因になった」と回答している（一般社団法人日本跡取り娘共育協会2021）。

⁷ Kさんによれば、「今〔2022年現在〕は可能な保険会社が増えました」とのこと。会社によるが、生命保険の受取人は、事実婚や同性カップルにも認められるようになってきている。

⁸ 法務大臣の諮問機関である民事行政審議会がまとめた概要によれば、同氏夫婦の場合、戸籍の取り扱いは従来と変わらない。別氏夫婦の場合は、「子が称する氏」を基準として、その氏を称する夫又は妻を戸籍筆頭者として記載することとしている。子は戸籍筆頭者と同じ氏を称するため、現行戸籍との連続性・整合性を保つことができる。

⁹ 第66回NHK杯全国高校放送コンテスト入選のドキュメンタリー作品「うちって変ですか？」では、高校生の小池真美さんが母親の内山由香里さんと登場し、「私はこれが普通だった」とナレーションが入る（選択的夫婦別姓・全国陳情アクション2020）。

¹⁰ いずれも無記名回答。アンケート調査の実施と回収には、DV加害者更生プログラム「アウェア」の協力

を仰いだ。主宰の山口のり子さんには、この場を借りて御札を申し上げる。質問項目は夫婦同氏制度に関するアンケート調査と同一のものを用いたが、改姓した人々の回答が葛藤や苦悩に満ちていたのに対し、DV加害者の回答には空白が多く、顕著な違いが印象的であった。

¹¹ 研究会で、同氏の人と結婚した女性が、同窓会名簿で結婚していないとみなされるのは嫌だから、同一の旧姓をカッコでつけてくれと頼んだというエピソードを聞いた。この女性にとって、独身であることは忌避すべきステigmaなのである。またアンケート調査では「『名前を変えたくないならなんで結婚したのかっていう話ですよね』という侮辱的な発言も受けた」との回答があった。結婚しないという選択肢を「侮辱的」と感じるのはなぜだろうか。そこには、法律婚こそがまっとうであるという性愛規範性が強く内面化されてはいないだろうか。

¹² 國際結婚では民法750条は適用されず夫婦別姓となるが、戸籍法107条2項により婚姻の日から6ヵ月以内に届け出ることにより、外国人配偶者の氏に変更することができる。日本人との取扱いの差は不合理な差別に当たるとして一部上場企業社長らが2018年に訴訟を起こしたが、2021年最高裁第一小法廷は上告を棄却している（榎原富士子・寺原真希子編2022: 107, 150-151）。

〔文献〕

青山道夫他（1956）「民法改正に関する問題点（下）」ジュリスト98号15-30頁（中川善之助発言 17頁）。

我妻栄編（2009）『戦後における民法改正の経過（オンデマンド版）』日本評論社。

我妻栄他（1953）「座談会 占領政策は行き過ぎだったか」ジュリスト30号18-35頁。

バーリン、アイラ（2003 = 2007）『アメリカの奴隸制と黒人——五世代にわたる捕囚の歴史』（落合明子・大類久恵・小原豊志訳）明石書店。

ブレイク、エリザベス（2012 = 2019）『最小の結婚——結婚をめぐる法と道徳』（久保田裕之監訳）白澤社。

千葉展正（1996）「夫婦別姓推進論七つのウソ」八木秀次・宮崎哲弥編『夫婦別姓大論破！』洋泉社, 10-37頁。

遠藤正敬（2013）『戸籍と国籍の近現代史——民族・血統・日本人』明石書店。

原優（1999）「選択的夫婦別氏制度の導入と戸籍制度について」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会編『現行戸籍制度の歩みと展望——戸籍法50周年記念論文集』日本加除出版, 788-800頁。

星野英一（1975）「『家』から家庭へ」大河内一男ほか『『家』』東京大学出版会, 259-286頁。

穂積八束 [1891]（1943）『民法出テ、忠孝滅ブ』穂積重威編『穂積八束博士論文集（増補改版）』有斐閣, 223-260頁。

池谷和子（2021）「危惧される子供への悪影響」正論600号, 210-217頁。

一般社団法人日本跡取り娘共育協会（2021）「女性の事業承継数増加の中『夫婦別姓』は大きな課題に」
<https://prtims.jp/main/html/rd/p/000000002.000077234.html> 2022/10/20 アクセス

井戸田博史（2004）『夫婦の氏を考える』世界思想社。

井戸田博史（2006）「名前をめぐる政策と法——明治前期を中心として——」上野和男・森謙二編『名前と社会』早稲田大学出版部, 76-99頁。

石田雄（1968）「家と政治」大河内一男ほか『『家』』東京大学出版会, 89-118頁。

実家の実家の名前を継承したい姉妹の会（2022）
<https://sites.google.com/view/shimainokai> 2022/10/20 アクセス

株式会社インテージリサーチ（2017）「平成28年度内閣府委託調査 旧姓使用の状況に関する調査報告書概要版」
https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/mname_h28_gaiyo.pdf 2022/10/20 アクセス

川島武宜（2000）「イデオロギーとしての『家族制度』」「日本社会の家族的構成」岩波現代文庫, 150-238頁。

川島武宜（2000）「イデオロギーとしての『孝』」「日本社会の家族的構成」岩波現代文庫, 88-148頁。

木村草太（2021）「同氏合意による区別と平等権——第二次夫婦別姓訴訟を素材に」法律時報93巻5号, 77-83頁。

小泉 明子（2018）「権力性の観点から見た夫婦同氏制度」
<https://jp.surveymonkey.com/r/979NQJG> 2022/10/20 アクセス

小泉 明子（2021）「リベラリズムと夫婦同氏制度——アンケート調査をふまえて」法律時報93巻1号,

17-22頁。

近藤佳代子（2014）「夫婦の氏に関する覚書（一）——法史学的考察——」『宮城教育大学紀要』49巻, 354-368頁。

Leissner, Omi (1997) "Naming the Unheard of," *National Black Law Journal* 15 (1), 109-153.

水野直樹（2008）『創氏改名——日本の朝鮮支配の中で』岩波新書。

宮田節子・金英達・梁泰昊（1992）『創氏改名』明石書店。

宮澤利義（1947）「家破れて氏あり」法律タイムズ7号, 25頁。

文部省（1937）『國體の本義』文部省。

内閣府（2005）「国民生活白書 平成17年版」https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9990748/www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h17/10_pdf/01_honpen/pdf/hm01-ho100.pdf 2022/10/20 アクセス

中川八洋（1997）「「夫婦別姓」は家族破壊の革命運動——憲法二四条は「家族溶解」の淵源」正論301号, 262-273頁。

中井治郎（2022）『日本の不思議な夫婦同姓——社会学者、妻の姓を選ぶ』PHP新書。

Nuessel, Frank. (1992) *The Study of Names: A Guide to the Principles and Topics*, Greenwood Pub. Group.

小熊英二（1998）『日本人の境界』新曜社。

Rennick, Robert M. (1970) "The Nazi Name Decrees of the Nineteen Thirties," *Names* No 18., 65-88.

阪井裕一郎（2021）『事実婚と夫婦別姓の社会学』白澤社。

榎原富士子・寺原真希子編（2022）『夫婦同姓・別姓を選べる社会へ～わかりやすいQ & Aから訴訟の裏側まで～』恒春閣。

千田有紀（2011）『日本型近代家族——どこから来てどこへ行くのか』勁草書房。

選択的夫婦別姓・全国陳情アクション（2020）「第66回NHK杯全国高校放送コンテスト テレビドキュメン

ト部門入選作品「うちって変ですか？」（長野県岡谷南高等学校放送部）」

<https://www.youtube.com/watch?v=LRy59jlCIO8> 2022/10/20 アクセス

下夷美幸（2019）『日本の家族と戸籍——なぜ『夫婦と未婚の子』単位なのか』東京大学出版会。

高橋菊江他編（1998）『夫婦別姓への招待——いま、民法改正を目前に』有斐閣。

高市早苗他（2002）「ネコ撫で声の『男女平等』に騙されるな！クタバレ『夫婦別姓』」諸君34巻2号, 72-81頁。

高市早苗（2002）「夫婦別姓は誰も幸福にしない」正論354号, 44-47頁。

高市早苗（2021）「「夫婦親子別氏戸籍」より自民党は公約実現を」正論600号, 192-201頁。

和田幹彦（2010）『家制度の廃止』信山社。

八木秀次（2002）「隠されたイデオロギー的意図を見抜け」世界思想319号, 4-9頁。

八木秀次（2021）「夫婦別姓めぐる法廷論争は終わり」正論600号, 266-273頁。

〔判例〕

最高裁判所大法廷平成25（2013）年9月4日判決・最高裁判所民事判例集67巻6号1320頁。

最高裁判所大法廷平成27（2015）年12月16日判決・最高裁判所民事判例集69巻8号2586頁。

東京地方裁判所裁令和3（2021）年4月21日判決。

最高裁判所大法廷令和3（2021）年6月23日判決。

最高裁判所第三小法廷令和4（2022）年3月22日判決。